

「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令案」に関する意見募集の結果について

令和6年5月2日
法務省

令和6年3月8日（金）から同年4月8日（月）までの間、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令案」についての意見の募集を実施したところ、同令案に関するものとして1件の御意見を頂きました。

「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令案」が意見公募時に公示した内容に一部技術的な修正を加え、令和6年5月2日に公布されたことから、頂きました御意見及びこれに対する法務省の考え方を下記のとおり公表いたします。

なお、本意見募集では、同令案に関する御意見以外に6件の御意見を頂きました。

御協力ありがとうございました。

記

1 実施期間等

(1) 募集期間

令和6年3月8日（金）から同年4月8日（月）まで

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

2 御意見の総数

1件

3 御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方

別紙のとおり

お問い合わせ先
法務省刑事局刑事法制管理官
03-3580-4111
内線 5653

「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令案」に対する御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
検察庁の掲示場に掲示するだけでは、公告として不十分ではないか。	公告の方法については、本施行令案の第1条ただし書において、「検察官が必要があると認めるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。」旨規定しております。頂いた御意見は、本制度を運用するに当たって、参考とさせていただきます。

※施行令案に関するもののみ示しております。